

法学部

I	教育の水準	教育 5-2
II	質の向上度	教育 5-4

I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 法律実務、行政実務、外国の法・政治や文化に関する知見を活用するため、官庁等出身の実務家教員を4名、外国人教員を2名配置している。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 国際通用性のある教育課程の編成として、平成26年度から外国人教員による英語で授業を行う専門科目を2科目開講しているほか、交流協定校以外の大学に留学した学生が、留学先で修得した科目を当該学部の修得単位として単位認定が可能となるように制度改正を行っている。
- 平成24年度に実務と法の関わりを理解するための実務関連特別科目を開講した。一部の実務関連特別科目では、企業から複数の講師を招き、受講後、得た知識を実践で学ぶ機会としてインターンシップを実施している。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 平成27年度に実施した授業アンケートによると、総合的な授業の満足度の項目において、81%の学生が肯定的な回答をしている。また、平成26年度に卒業予定者を対象として実施したアンケートによると、大学に対する満足度の項目において、95.5%の学生が肯定的な回答をしている。

観点2-2「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 平成26年度卒業生350名の進路・就職先は、大学院進学は107名、国家公務員は10名、地方公務員は20名、銀行は28名、保険・証券は22名、製造業は

33名、サービス業その他は130名となっている。

以上の状況等及び法学部の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

Ⅱ 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕 質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 平成 25 年度から 1 年次の教養科目に「法学部基礎演習」を開講し、資料の探し方、文献の読み方、プレゼンテーションの方法等、大学での専門的学習・研究の前提となる基本的なスキルを教授している。
- 実務と法の関わりを理解するための実務関連特別科目を開講しており、一部の科目では、企業から複数の講師を招き、受講後、得た知識を実践で学ぶ機会としてインターンシップを実施している。
- 外国人教員による英語で授業を行う専門科目を 2 科目開講しているほか、交流協定校以外の大学に留学した学生が、留学先で修得した科目を修得単位として単位認定が可能となるように制度改正を行っている。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 平成 27 年度に実施した授業アンケートによると、総合的な授業の満足度の項目において、81%の学生が肯定的な回答をしている。また、平成 26 年度に実施した卒業予定者を対象としたアンケートによると、大学に対する満足度の項目において、95.5%の学生が肯定的な回答をしている。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。